

図書館資料購入リクエスト制度運用基準

平成 17 年 7 月 1 日

附属図書館長裁定

一部改正 平成 18 年 6 月 7 日

平成 25 年 6 月 5 日

平成 30 年 2 月 23 日

- 1 図書館資料購入リクエスト制度の運用については、横浜国立大学附属図書館学生用図書及び教養教育図書選定要項その他別に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。
- 2 リクエストができる利用者は、本学の教職員・学生及びこれに準ずる者とする。
- 3 リクエストの対象としない資料は、次のとおりとする。
 - (1) 原則として、定価（本体価格）が 1,000 円に満たないもの
 - (2) ベストセラー等個人購入が望ましいもの
 - (3) 定期購読を要する雑誌（増刊号・別冊等を単独でリクエストする場合はこの限りでない。）
 - (4) 継続して刊行される全集・双書等
 - (5) 古書・稀覯書等
 - (6) 資格試験（語学を含む）の問題集・参考書等
 - (7) その他図書館の収集方針に合致しないもの
- 4 次に掲げる場合には、リクエストを受理しないことができるものとする。
 - (1) 申込者が現に借用中の図書を延滞しているか、又は延滞に伴う貸出停止の処分を受けている場合
 - (2) 同一人が直前 1 か月間に既に 3 点のリクエストをしている場合（上・下巻又は正・続編などのように物理的に複数冊で構成されている資料で、セットで揃えることにより当該資料が完結するものは、1 点とする。以下同じ。）
 - (3) 一人あたりの年間上限額を超過する場合。なお、上限額については、年度ごとに別途定める。
 - (4) 予算を超過するおそれがある場合
 - (5) リクエストする理由が記入されていない場合
 - (6) 入手までに特に急を要するもので、申込者の要求に沿えないおそれがある場合
 - (7) 神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館との相互貸借サービスにより借用できる場合
 - (8) その他業務に支障を来すおそれがある場合
- 5 その他
 - (1) 回答は、おおむね 1 週間以内をめぐりにメール又は指定の方法により行う。
 - (2) 1 点が 30,000 円を超えるものは、附属図書館長の承認を経るものとする。
 - (3) 購入した資料は、申込者に優先的に貸出し、又は閲覧させるものとする。ただし、利用可能の連絡を受けてから、特段の理由がなく 1 週間以内に貸出又は閲覧のための手続をしない場合は、優先的権利を放棄したものとみなす。

- (4) 3に該当しない資料であっても、予算執行上の都合又は蔵書構成上の観点から、並びに特定の期間、分野、内容又は形態の観点から、リクエストを制限することがある。

附 則

- この基準は、平成17年7月1日から実施する。
2 この基準は、平成18年6月7日から実施する。
3 この基準は、平成25年6月5日から実施する。
4 この基準は、平成30年4月1日から実施する。